社会福祉法人大洲育成園臨時職員等就業規則

（目的）

第１条　この規則は、社会福祉法人大洲育成園嘱託職員、臨時職員及びパート職員(以下「臨時職員等」という。)の就業に関し、特に必要な事項を定めるものとする。

２　第１項の示す臨時職員等についての職務内容等は、社会福祉法人大洲育成園職員給与規則（以下「給与規則」という。）別表２に定めるところによる。

３　この規則に定めのない事項については、社会福祉法人大洲育成園職員就業規則（以下「就業規則」という。）並びに労働基準法（昭和２２年法律第４９号）その他の法令及び規則の定めるところによる。

（採用及び任免）

第２条　臨時職員等の採用及び任免は、理事長又は施設長が労働条件通知書をもって行う。ただし、常勤職員については、辞令を交付して行うことがある。

２　この任免等については、当法人及び臨時職員等の双方が希望した場合に更新することができる。なお、労働契約法（平成１９年法律第１２８号）第１８条の規定により契約期間（平成２５年４月１日以降に開始するもの）が通算５年を超える場合には、その雇用契約期間末日までに職員から別に定める様式により申込みをすることにより、当該雇用契約期間の末日の翌日から期間を定めない雇用契約に転換する。

３　臨時職員等の雇用契約期間の上限は、６５歳に達した当該年度の末日とする。ただし、６５歳に達した当該年度の末日以降について引き続き雇用する場合は、社会福祉法人大洲育成園職員定年再雇用規程（以下「定年再雇用規程」という。）を準用する。

４　第２項後段により、６５歳に達した当該年度の末日までに期間の定めのない雇用契約に転換した臨時職員等の定年は、６５歳に達した当該年度の末日とする。なお、その定年を迎えた臨時職員等を再雇用する場合については、定年再雇用規程を準用する。また、６５歳に達した当該年度の末日以降に期間の定めのない雇用契約に転換した臨時職員等の定年は、満７０歳に達した日の属する月の末日とする。

（勤務時間及び休日）

第３条　臨時職員等の勤務時間及び休日については、就業規則第１２条及び第１３条の範囲内で個別に労働条件通知書において定める。

（年次有給休暇）

第４条　臨時職員等には、雇い入れの日から起算して６ヶ月間継続勤務しその間の全労働日の８割以上を出勤した場合、及びその後１年ごとに区分した期間を継続勤務し全労働日の８割以上を出勤した場合、下表のとおり有給休暇を付与する。

週所定労働日数	1年間の所定労働日数	雇い入れ日から起算した継続勤務期間（単位：年月）						
		6ヶ月	1年6ヶ月	2年6ヶ月	3年6ヶ月	4年6ヶ月	5年6ヶ月	6年6ヶ月以上
5日	217日以上	10	11	12	14	16	18	20
4日	169日～216日	7	8	9	10	12	13	15
3日	121日～168日	5	6	6	8	9	10	11
2日	73日～120日	3	4	4	5	6	6	7
1日	48日～ 72日	1	2	2	2	3	3	3

2　当該年度の年次有給休暇で取得しなかった残日数については、翌年度に限り繰り越される。

3　１０日以上有給休暇を与えた臨時職員等に対しては、付与日から１年以内に、当該臨時職員等の有する年次有給休暇のうち５日について、臨時職員等の意見を徴し、その意見を尊重した上であらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、臨時職員等が年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を５日から控除するものとする。

4　第１項の出勤率の算定に当たっては、下記の期間については出勤したものとして取り扱う。

⑴　年次有給休暇を取得した期間
⑵　特別休暇
⑶　産前産後の休業期間
⑷　育児休業及び介護休業等した期間
⑸　業務上の負傷又は疾病により療養のために休業した期間
⑹　母性健康管理のための休暇
⑺　育児時間
⑻　生理休暇
⑼　裁判員等のための休暇

（特別休暇）

第５条　本人の結婚、親族の死亡等による特別休暇については、就業規則第１６条に倣うこととする。ただし、臨時職員及びパート職員の付与日数にあっては、労働条件通知書に基づく１週間の所定労働時間数に同条で規定する日数を乗じ、就業規則第１２条第１項の規定により定められた１週間の所定労働時間数で除して得た日数（その日数に１未満の端数があるときは、その端数を切り上げた日数）とする。

（賃金）

第６条　臨時職員等の賃金及び各種手当は、予算の範囲内で執行しなければならない。

2　臨時職員等には、賃金のほか、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、勤勉手当、福祉職員処遇改善手当及び処遇改善緊急支援事業費補助金手当を支給する。

3　賃金は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬として支給し、別表第１に定める額とする。

4　臨時職員等が勤務しないときは、勤務しない時間数に対する賃金及び福祉職員処遇改善手当は支給しないものとし、賃金及び福祉職員処遇改善手当の控除並びに通勤手当の取扱いについて給与規則の規定に準ずる。ただし、日給制の場合、勤務１時間当たりの賃金額の算出は次の計算による。

（日給制の勤務１時間当たりの賃金額算出）

賃金日額を１日の所定労働時間で除して得た額

（勤勉手当）

第７条　勤勉手当は、6 月 1 日及び１２月 1 日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)に、それぞれ在職する臨時職員等のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間で勤務期間１ヶ月を超える者に対し、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。

2　基準日現在において、嘱託職員が受けるべき賃金月額に 100 分の 150.0 を乗じて得た額に、給与規則第９条第３項に定める勤務期間に応ずる割合及び別に定める社会福祉法人大洲育成園職員人事評価規程（以下「人事評価規程」という。）の勤勉手当評価区分の割合を乗じて得た額とする。

3　基準日現在において、臨時職員及びパート職員が受けるべき賃金日額に別表第２に定める雇用期間に応ずる割合を乗じて得た額に、別に定める人事評価規程の勤勉手当評価区分の割合を乗じて得た額とする。

4　前項の雇用期間の算定については、その者が勤務しなかった日が、別表第３に定める区分に応ずる日数を超えるときは、１箇月を除算する。

（賃金の支給）

第８条　賃金は、月の初日から末日までの勤務日数に賃金単価を乗じた額又は月額を当月２１日に支給する。

2　前項の支給日が休日又は土曜日に当たるときは、その前日に、日曜日に当たるときは、その前々日に支給する。

3　賃金及び各種手当は、臨時職員等の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

（時間外勤務手当等の支給）

第９条　時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜勤手当は、その月分を次の月の賃金支給日に支給する。

（勤勉手当の支給）

第１０条　勤勉手当は、6月に支給するものにあっては当該月の３０日に、１２月に支給するものにあっては当該月の１０日に支給する。

（休暇等の賃金）

第１１条　年次有給休暇、特別休暇及び育児目的休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支払う。ただし、通勤手当については、給与規則第７条第４項の規定のとおりとする。

２　母性健康管理のための休暇、育児時間、生理休暇及び裁判員等のための休暇の期間は、無給とする。

（正職員の登用）

第１２条　臨時職員等で、本人が希望する場合は正職員に転換することができる。

2　正職員に転換する場合は、別に定める社会福祉法人大洲育成園正職員登用に係る要綱に基づくものとする。

（表彰及び懲戒）

第１３条　臨時職員等の表彰及び懲戒については、就業規則第２１条から第２３条を倣うこととする。

（その他）

第１４条　この規則の施行に関するその他の必要事項は、施設長が定める。

附則　この規則は、平成１９年４月１日から施行する。
附則　この規則は、平成２０年５月２０日から施行する。
附則　この規則は、平成２１年１２月１７日から施行する。
附則　この規則は、平成２２年１月１日より適用する。
（平成２１年度給与に関する特例措置）
１．社会福祉法人大洲育成園職員給与規則に定める「臨時特例交付金手当」を支給する。支給については、同規則に倣う。
附則　この規則は平成２２年９月１日より適用する。
附則　この規則は平成２３年４月１日より適用する。
附則　この規則は平成２４年１月１日より適用する。
附則　この規則は平成２５年４月１日より適用する。
附則　この規則は平成２６年４月１日より適用する。
１．給与表切替における給料及び各種手当における差額支給については、平成２６年１２月３１日までに支払うこととする。
附則　この規則は平成２９年４月１日より適用する。
附則　この規則は平成３０年４月１日より施行する。
ただし、第１０条の改正規定については、平成３０年３月８日から適用する。
附則　この規則は平成３０年１１月１５日より適用する。
附則　この規則は平成３１年４月１日より適用する。
（年次有給休暇の繰り越し計算の特例）
平成31年1月から年次有給休暇を付与している臨時職員等に限り、この改正規定を適用する。
附則　この規則は令和３年１月１日より施行する。
附則　この規則は、令和４年４月１日から施行する。
附則　この規則中第１条の規定は令和４年２月１日から適用し、第２条の規定は令和４年４月１日から施行する。
附則　この規則は、令和４年１０月２０日から施行し、令和４年１０月１日から適用する。
附則
（施行期日）
１　この規則は、令和４年１０月２０日から施行する。ただし、第１条中第１５条第１項の改正規定及び同条第７項の規定は、令和５年４月１日から施行する。
（年次有給休暇に係る経過措置）
２　この規則の施行の日前に付与された年次有給休暇の繰越しについては、この規則による改正前の社会福祉法人大洲育成園職員就業規則第１５条の規定を適用する。
３　前項の規定により繰り越された年次有給休暇は、令和６年中に限り、使用することができる。
附則　この規則は、令和４年１２月１５日から施行する。

附則　この規則は、令和５年４月１日から施行する。
附則　この規則は、令和６年４月１日から施行する。
附則　この規則は、令和６年４月１日から施行し、令和６年２月１日から適用する。
附則　この規則は、令和６年６月１日から施行する。
附則　この規則は、令和７年４月１日から施行する。
附則　この規則は、令和８年４月１日から施行する。ただし、第１条及び第２条の規定は、令和７年１１月２７日から施行する。
附則　この規則は、令和８年２月１９日から施行する。
附則　この規則は、令和８年４月１日から施行する。
附則
（施行期日）
１　この規則は、令和８年４月１日から施行する。
（社会福祉法人大洲育成園職員就業規則の一部改正）
２　社会福祉法人大洲育成園職員就業規則の一部を次のように改正する。
第３６条中「第４条の２」を「第５条」に改める。
（社会福祉法人大洲育成園臨時職員等就業規則の一部改正）
３　第１１条中「第６条第４項」を「第７条第４項」に改める。
附則　この規則は、令和８年７月１０日から施行し、令和７年１２月１日から適用する。

別表第１（第６条関係）

臨時職員等賃金表

令和８年４月１日

号級	１等級	２等級	３等級	４等級
	月額	月額	日額	時給
役職名	嘱託職員		臨時職員	パート職員
	円	円	円	円
1	228,800	198,200	8,400	1,050
2	229,800	199,900	8,600	1,080
3	230,900	201,600	8,800	1,110
4	232,000	203,300	9,000	1,140
5	233,000	205,000	9,200	1,170
6	233,800	206,700	9,400	1,200
7	234,700	208,300	9,600	1,230
8	235,500	209,900	9,800	1,260
9	236,400	211,500	10,000	1,290
10	237,200	213,000	10,200	1,320
11	238,000	214,500	10,400	1,350
12	238,800	215,900	10,600	1,380
13	239,600	217,300	10,800	
14	240,100	218,800	11,000	
15	240,600	220,300	11,200	
16	241,100	221,800		
17	241,700	223,200		
18	242,200	224,600		
19	242,700	226,000		
20	243,200	227,400		

別表第２（第７条関係）

雇用期間	支給割合			
	基準日が６月１日である場合		基準日が１２月１日である場合	
	夜勤有	夜勤無・パート職	夜勤有	夜勤無・パート職
６箇月以上	30 日分	14 日分	30 日分	14 日分
５箇月以上６箇月未満	19 日分	10 日分	19 日分	10 日分
４箇月以上５箇月未満	16 日分	８日分	16 日分	８日分
３箇月以上４箇月未満	14 日分	７日分	14 日分	７日分
２箇月以上３箇月未満	11 日分	６日分	11 日分	６日分
１箇月以上２箇月未満	５日分	－	６日分	－

別表第３（第７条関係）

雇用期間	勤務しなかった日数
６箇月以上	10 日分
５箇月以上６箇月未満	８日分
４箇月以上５箇月未満	７日分
３箇月以上４箇月未満	５日分
２箇月以上３箇月未満	３日分
１箇月以上２箇月未満	２日分